

8福祉指一第118号  
令和8年5月7日

保護施設 管理者 殿

東京都福祉局指導監査部長  
西坂 啓之  
(公印省略)

令和8年度保護施設調査書の提出について（依頼）

平素より、東京都の福祉保健施策に特段の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。  
標記の件について、下記のとおり「保護施設調査書」を作成の上、計算書類等とともに御提出いただきますようお願いいたします。

なお、本調査書等につきましては、都民等からの情報公開請求があった場合は、個人に関する情報等を除き開示することになりますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1 提出物

- (1) 令和8年度保護施設調査書
- (2) **令和7年度**の計算書類等
  - ア 貸借対照表
  - イ 資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表
  - ウ 事業活動計算書及びこれに附属する事業活動内訳表
  - エ 財産目録
  - オ 附属明細書（施設調査書P4備付帳簿の附属明細書に○をつけたもの）

2 提出期限

**令和8年6月30日（火曜日）**

3 作成及び提出方法

原則「指導検査事業者ポータル」によるご提出をお願いいたします。

「指導検査事業者ポータル」から施設調査書をダウンロードし、内容を入力した後、「指導検査事業者ポータル」上で施設調査書及び計算書類等をアップロードしてください。

令和7年度に提出した保護施設調査書の内容が、ダウンロードした令和8年度保護施設調査書に反映されているため、更新していく形で内容を入力してください。

なお、「指導検査事業者ポータル」による提出が困難な場合は、下記問合せ先まで「メール」

にて提出してください。

※ 東京都福祉局ホームページ「社会福祉法人・施設調査書」（下記 URL）に掲載される「マニュアル等」を適宜参照してください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/chousasho.html>

#### 4 調査書の記入上の注意点

- (1) 調査書をよくお読みの上、記入漏れ、誤りのないように記入してください。
- (2) 調査書の作成時点は、原則として、令和8年4月1日現在とします。ただし、会計経理関係は、令和7年度決算時点で記入してください。

#### 5 問合せ先

- (1) 施設調査書の内容に関すること（「メール」による提出先）

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 保護施設検査担当（担当 吉永、塚、井上）  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎29階北側  
メールアドレス：[S1140302@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1140302@section.metro.tokyo.jp)

電話：03-5320-4054（直通）

受付時間：月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

午前9時から正午まで／午後1時から午後5時まで

- (2) 指導検査事業者ポータルに関すること

事業者ポータルサービスセンター

電話番号：03-6387-2624

受付時間：午前9時から午後6時まで

（ただし、土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く）